
手数料

1. 求職者から徴収する手数料

求職者から徴収する手数料はありません

2. 求人企業から徴収する手数料

2.1. 事務手数料

10,000円（手数料負担は 求人企業負担 とします）

3. 求人受理後に求人者に求職者を紹介するサービス（職業紹介サービス）

成功報酬

期間の定めのない雇用契約の紹介の場合は、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載される額、以下同）の、期間の定めのある雇用契約の紹介の場合は、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金の 100%(または10,000,000円いずれか高い方)

手数料負担者は 求人企業負担 とします。

4. 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】

成功報酬

期間の定めのない雇用契約の紹介の場合は、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載される額、以下同）の、期間の定めのある雇用契約の紹介の場合は、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金の 100%(または10,000,000円いずれか高い方)

手数料負担者は 求人企業負担 とします。